

国民健康保険加入者のみなさまへ  
**特定健康診査を  
受けましょう**



平成22年6月1日 第88号  
— 発行 —  
五所川原市  
民生部国保年金課  
〒037-8686  
五所川原市宇岩木町12番地  
TEL.35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は  
納期内に  
納めましょう

## 平成22年度国民健康保険税について(お知らせ)

国民健康保険税は、医療費や出産育児一時金、葬祭費、高額療養費などの支払に充てられ、国民健康保険事業における重要な財源になっています。国保税を納めることは、健康な毎日を支えるための投資です。国保税の納付について理解し、きちんと納期内に納めるよう心がけましょう。

### 国民健康保険税の税率は21年度と変更ありません

平成21年度において医療費の伸びが少なかったため、平成22年度は国民健康保険税の税率は変更しないことになりました。ただし、医療分と支援分の課税限度額は以下により引き上げられることとなります。

#### ■平成21年度の税率

課税区分	(イ)医療分	(ロ)支援分	(ハ)介護分
①所得割額⇒課税標準額×税率	7.27%	2.21%	2.02%
②資産割額⇒固定資産税額×税率	37.76%	12.25%	12.63%
③均等割額⇒加入者1人あたりの金額	25,210円	7,400円	9,400円
④平等割額⇒1世帯あたりの金額	21,500円	6,400円	5,500円
課税限度額	470,000円	120,000円	100,000円

#### ■平成22年度の税率 (赤の編掛け部分に変更となります)

課税区分	(イ)医療分	(ロ)支援分	(ハ)介護分
①所得割額⇒課税標準額×税率	7.27%	2.21%	2.02%
②資産割額⇒固定資産税額×税率	37.76%	12.25%	12.63%
③均等割額⇒加入者1人あたりの金額	25,210円	7,400円	9,400円
④平等割額⇒1世帯あたりの金額	21,500円	6,400円	5,500円
課税限度額	500,000円	130,000円	100,000円

※課税標準額 = 前年の総所得 - 基礎控除 (330,000円) (国保加入者ごとに計算)  
・ リストラにあった方 (非自発的失業者) の給与所得については、給与所得控除後の金額に30/100を乗じて得た金額 (100円未満切捨て) から33万円を差し引いた額が課税標準額となります。(軽減を受けるためには申請が必要です。詳しくは5月1日付け「こくほ」をご確認下さい。)  
※固定資産税額は、当該年度の土地及び家屋に係る部分の額となります。  
※課税限度額は、世帯の1年間の課税できる限度額のことです。合計で**73万円**が国民健康保険税の最高額となります。

### 国民健康保険税の計算について

国民健康保険税は、①所得割 ②資産割 ③均等割 ④平等割 の4つの合計額で算出されます。納税義務者は世帯主となります。なお、世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯に加入者がいれば、納税義務者は世帯主 (擬制世帯主) となります。

$$\begin{matrix} \text{(イ)医療分} \\ \text{(①+②+③+④)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(ロ)支援分} \\ \text{(①+②+③+④)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(ハ)介護分} \\ \text{(①+②+③+④)} \end{matrix} = \text{国民健康保険税} \\ \text{年 税 額}$$

- (イ) 医療分 …… 国保加入者の医療費に関する分 (国保加入者全員に課税)
- (ロ) 支援分 …… 後期高齢者医療に関する支援分 (国保加入者全員に課税)
- (ハ) 介護分 …… 介護保険料に関する分 (40才から64才までの国保加入者に課税)

#### 【月割課税制度について】

- 国民健康保険税は、その年の4月1日より、翌年3月31日までの期間について課税されます。年度中に世帯員に異動等があった場合、月割により再算定し課税されます。
- 「転出」、「社会保険等へ加入」等により、資格を喪失したとき、「月割による減額」になります。
- 「転入」、「社会保険等を離脱」等により、国民健康保険の資格を取得したとき「月割による増額」となります。
- 転入された方の所得の状況について、「前住所地」へ所得照会をするため、最初は「所得割額が反映されていない納税通知書」が送付されますが、所得が判明した次の月以降に「更正された納税通知書」が送付されます。

### 特別徴収の対象者について

平成20年10月から、国民健康保険税の特別徴収制度 (年金からの天引き) が始まりしました。

#### 対象となる方

- ① 国保被保険者全員が65歳以上74歳までの世帯の世帯主
- ② 公的年金額が年間18万円以上の世帯主
- ③ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年間年金受給額の1/2を超えない世帯主

#### 対象とならない方

- ① 年度の途中で世帯主が75歳になる場合
- ② 新たに65歳未満の方が国保に加入した場合
- ③ 年度の途中で国民健康保険税の税額変更があった場合 (普通徴収に切り替わります。)
- ④ 国民健康保険税の支払い方法の変更申出書を提出した場合 (口座振替)

#### ★特別徴収の方法について

◆既に特別徴収されている方

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収額	2月と同額	2月と同額	2月と同額	年税額から、仮徴収した額を差し引き三等分した額 (本徴収分)		

◆今年度新たに特別徴収となる方

- ・平成22年3月に「国民健康保険税特別徴収 (仮徴収) 通知書」にてお知らせしています。

### 低所得者に対する軽減措置について

世帯主とその世帯の国保加入者の合計所得が、一定基準以下であれば国民健康保険税 (医療分・支援分・介護分) の「均等割額・平等割額」が軽減されます。なお、この軽減を受けるために国保被保険者からの申請は不要です。ただし、未申告者など所得が不明な世帯は軽減が受けられませんので、所得がない方についても、その旨必ず申告してください。

軽減割合	判定基準	軽減額	
		均等割額	平等割額
7割	世帯の総所得額が330,000円以下	医療分 17,647円 支援分 5,180円 介護分 6,580円	15,050円 4,480円 3,850円
5割	世帯の総所得が245,000円×(被保険者数-1)+330,000円以下 例 1人世帯→軽減なし 2人世帯→575,000円以下 3人世帯→820,000円以下 4人世帯→1,065,000円以下 * 5割軽減は国保に加入していない世帯主 (擬主) を含めた人員となります。	医療分 12,605円 支援分 3,700円 介護分 4,700円	10,750円 3,200円 2,750円
2割	世帯総所得が350,000円×(被保険者数)+330,000円以下 例 1人世帯→680,000円以下 2人世帯→1,030,000円以下 3人世帯→1,380,000円以下 4人世帯→1,730,000円以下 * 2割軽減は国保に加入していない世帯主 (擬主) を除いた人員となります。	医療分 5,042円 支援分 1,480円 介護分 1,880円	4,300円 1,280円 1,100円

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の総所得金額等及び人数も含めて判定します。  
※満65歳以上の年金収入のある方については、所得金額から特別控除 (15万円) を差し引いた額で判定されます。  
※国保に加入していない世帯主 (擬主) の場合、世帯主の所得と国保加入者の合計所得で軽減判定されます。  
※譲渡所得は「特別控除前」で軽減判定されますが、保険税の算定は「特別控除後」で算定します。

### 社会保険等で扶養されていた方の国民健康保険税の軽減措置の延長について

現在、社会保険等へ加入して、75歳の誕生日を迎えた方 (一定の障害のある方は65歳以上) は、「後期高齢者医療制度」に移行しますが、それにとれない社会保険等の被扶養者でなくなった方が国民健康保険に加入する場合には、新たに国民健康保険税を負担することになるため、その扶養されていた方 (国民健康保険の資格を得た日に65歳以上の方) について2年間次の軽減措置がありました。その期間が延長されることとなりました。(平成21年度までの軽減措置は「2年間」、平成22年度からの軽減措置は「当分の間」) なお、この軽減を受けるためには申請が必要となりますので、印かんをご持参のうえ税務課、各総合支所総合窓口係 (税務担当) まで申請してください。

- ① 所得割額、資産割額については、所得や資産にかかわらず賦課しない。(軽減の判定をするときには、扶養されていた方の所得も対象となります。)
- ② 均等割額を半額にする。(7割・5割の軽減に該当する場合を除く。)
- ③ 社会保険等の被扶養者になっていた方だけの世帯は、平等割額を半額にする。(7割・5割の軽減に該当する場合を除く。)

問い合わせ：財政部 税務課 電話35-2111 内線 2225・2226

# 平成22年度 市民健診のご案内

## 各種集団健診

集団健診を申込んだ方には、健診の1週間前までにお知らせ（受診票等）を郵送します。

健診の種類	料金※1	対象者（五所川原市民）	内容	集団健診受付時間
特定健康診査	1,300円	40歳（年度末）から74歳（受診時満年齢）の ・五所川原市国民健康保険被保険者 ・被生活保護者	①身体計測（腹囲測定：74歳までの方） ②問診③血圧測定④血液検査（脂質、肝機能、血糖、肝炎ウイルス検査※2） ⑤尿検査⑥貧血⑦心電図⑧眼底検査	午前7時から 午前9時まで  （検査開始 午前7時10分から）
健康診査	無料	受診時満75歳以上の ・後期高齢者医療被保険者 （75歳未満の障害認定加入者含む） ・被生活保護者	<65歳以上の方> 生活機能評価を同時実施。必要により追加検査（反復唾液嚥下テスト、血清アルブミン検査）実施	
胃がん検診	1,500円	*がん検診すべてにおいて、対象年齢は、平成23年3月31日時点の満年齢が基準となります。	バリウムで胃部X線撮影	
大腸がん検診	600円		スティック（採便容器）で便を採取する 免疫便潜血反応検査2日法	
肺がん検診	500円 ◆60歳代男性無料	40歳以上の男女	胸部X線撮影 （必要により喀痰検査）※3	
前立腺がん検診	1,700円	40歳以上の男性	血液検査（腫瘍マーカー）	
子宮がん検診	1,500円 ◆20歳代・30歳代無料	20歳以上の女性（昨年度未受診者）  <子宮頸がん検診無料クーポン券> 対象生年月日の方へ子宮頸がんクーポン券を5月下旬に郵送予定です。	頸部細胞診検査 （必要により体部細胞診検査）	午前7時から 午後1時まで  （マンモグラフィは 午前11時から、診察 は午後1時から）※4
乳がん検診	1,500円	・30～39歳の女性 ・40歳以上の女性（昨年度未受診者）	30～39歳 医師の視触診検査のみ （医師が必要と判断した場合マンモグラフィ検査）	
		<乳がん検診無料クーポン券> 対象生年月日の方へクーポン券を5月下旬に郵送予定です。	40～59歳 医師の視触診検査とマンモグラフィ検査	
		60歳以上	マンモグラフィ検査のみ	

- ※1：料金は75歳以上の方、後期高齢者医療被保険者の方、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方は全て無料です。  
 ※2：40歳（昭和45年4月1日～昭和46年3月31日生）で特定健康診査を受診する方は、肝炎ウイルス検診を無料で受けられます。当日受付で申し出てください。  
 ※3：石綿（アスベスト）による健康不安がある方には、肺がん・アスベスト併用X線直接撮影を実施します。希望する方は、はがきで肺がん検診を申込み後、問い合わせ先へ電話で申し出てください。（別途料金加算 850円）  
 ※4：子宮がん検診、乳がん検診の検診開始時間は、受診人数により多少変更することがあります。  
 ★集団健診の日程等については、広報ごしよがわら（4月15日号）をご確認ください。  
 ★健診指定日を変更したい方は、健診日の5日前までに問い合わせ先へ連絡してください。

## 個別健診（指定医療機関で受診）

対象者は集団健診と同じですが、集団健診と同じ項目は受診できません。

健診の種類	料金※1	受診方法	指定医療機関（五十音順）	実施期間
特定健康診査	1,600円	1. 申込書（返信はがき）を提出。 2. 受診券等書類到着後、指定医療機関へ直接申込み。 3. 届いた書類、健康保険証を持参し受診する。	駅前クリニック、榊引クリニック 健生五所川原診療所、公立金木病院、 清水クリニック、西北中央病院、 富田胃腸科内科医院、 白生会胃腸病院、増田病院	平成22年5月1日 から 翌年3月31日
健康診査	無料	1. 指定医療機関へ直接申込み。 2. 健康保険証を持参し受診する。		
子宮がん検診	2,000円 ◆20歳代・30歳代無料	1. 申込書（返信はがき）を提出。 2. 受診券到着後、指定医療機関へ直接申込み。 3. 届いた受診券、健康保険証を持参し受診する。	安齋レディースクリニック（子宮、乳） エルム女性クリニック（子宮のみ）	平成22年4月1日 から 翌年3月31日
乳がん検診※5	1,000円			

※5：医師の視触診のみ実施

問い合わせ：民生部 健康推進課 電話35-2111 内線 2364・2365

# 子ども手当制度が平成22年4月から はじまりました。

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

## 子ども手当制度について

- 中学校修了前の子ども（15歳到達後最初の3月31日まで）を養育している方、子ども1人につき月額13,000円が支給されます。
- 子ども手当は、年3回（6月、10月、2月）にそれぞれ前月までの分が支給されます。

平成22年度の支給時期	対象月分
平成22年 6月10日	児童手当／2・3月分 子ども手当／4・5月分
平成22年 10月8日	子ども手当／6・7・8・9月分
平成23年 2月10日	子ども手当／10・11・12・1月分

※住所の異動や生計関係に変更が生じた場合には、上記と別の随時支給となります。

## 子ども手当を受給するためには

平成22年3月31日現在、児童手当を受給されていない方  
**新規認定請求**

平成22年3月31日まで、児童手当を受給されていて4月に中学2・3年生の子どもがいる方  
**額改定認定請求**

## ～子ども手当の趣旨にご理解をお願いします。～

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子どもの将来の夢は何ですか？子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしく願いいたします。

（なお、万一、子どもの育ちに係わる費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそいません。子ども手当の趣旨について十分ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。）

※申請窓口の混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

申請期間	手続きに必要なもの	申請場所
4月1日時点で子ども手当の資格がある方が、9月30日（木）までに申請していただきますと、特例として4月分から支給されます。 ※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。	<b>■新規認定請求の方</b> 1. 請求者名義の通帳 養育者（通常は父または母）のうち、子の生計を維持する程度の高い方が請求者となります。 2. 認印 3. 厚生年金・共済組合加入者は、請求者の健康保険証の写しまたは年金加入証明書  <b>■額改定認定請求の方</b> 1. 認印 2. 厚生年金・共済組合加入者は、請求者の健康保険証の写しまたは年金加入証明書	<b>■五所川原市役所</b> 市民課 1番窓口 内線 2316・2317  <b>■金木総合支所</b> 総合窓口係（子ども手当担当） 内線 3103  <b>■市浦総合支所</b> 総合窓口係（子ども手当担当） 内線 4010

問い合わせ：民生部 市民課 内線 2316・2317